

# 帰ってきた gomidas No.5

問い合わせ 環境整備課 ☎5101



今月号は、事業所がごみ処理場にごみを持ち込む場合の、登録制度の導入について特集します。

事業所のごみの適正排出のために市内には、1,300を超える事業所があります。(商工会議所調べ)事業所から排出される廃棄物は、法律によって、産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分けられます。その区分は、業種によって異なります。産業廃棄物については、事業所がマニフェスト(産業廃棄物管理票)を作

成し、運搬、中間処理に7枚複写の伝票がついて回り、最終処分場で処理が終了したら、最後の1枚が排出者である事業所に返ってきて、処分が終了したことを確認することになっています。近年、ネットワークを利用した「電子マニフェスト」も利用されるようになっていきます。

一般廃棄物については、事業所が分別やリサイクルによって、ごみを減量し、市のごみ処理場で処分できるものについては、分別をしたうえで持ち込むと、10キログラム当たり100円で処理することができます。

これまで、事業所による持込については、窓口で事業所名を確認し、領収書に手書きで記載していました。平成23年度にこれまでの事業所による持ち込み量を集計したところ、正確な事業所名が不明なものや、市内に存在が確認できないものなどが多数存在し、どの事業所がどのくらいのごみを出しているのかわかりませんでした。

また、許可業者と契約してごみの収集運搬を委託している事業所については、それぞれの事業所から排出される量がどのくらいかという集計ができませんでした。

市内のごみを減量するにあたり、個人のごみだけでなく、事業所のごみの減量は、ごみの量の減少につながり、大変効果があります。

## 事業所の登録制度

これまで、毎月定期的に一般廃棄物を搬入する事業所には、計量の便宜を図るため、運搬に使う自動車専用の計量カードを500円で購入していただくことで、車両の登録を行い、支払いは、月末に集計したもので請求書を送付していただきました。

事業所ごみの減量をお願いするためには、まずそれぞれの事業所のごみの排出量の実態を把握する必要があります。

市内事業所の登録制度を導入し、所

定の登録と、一般廃棄物の排出予定表の提出を制度化します。

市が住所を把握している、直接持ち込みをしている事業所には、登録のための書類と、登録後の一般廃棄物の持ち込み方法のお知らせを、1月中に送付する予定です。

その他の事業所については、どのようなごみを排出するか、確認を行うため、登録のための書類と、事業所ごみの減量の手引きを2月中に送付する予定です。

登録された事業所には、登録済証を

交付します。平成25年4月からの持ち込みの際には、登録済証を提示が必要となります。

市から許可を受けた収集運搬業者に、一般廃棄物の収集を依頼している事業所も、登録の必要があります。

契約されている許可業者が、収集の際にごみ量を確認し、報告することになります。収集を依頼する事業所でも、ごみの種類、ごみの量を記録し、排出予定表を作成する必要があります。

## 平成25年4月からのごみの持込

3月末までに、事業所の登録と、登録済証の交付を行い、平成25年4月からの持ち込みには、登録済証の交付を受けた事業所しか搬入ができません。

市内で工事等の事業を行う事業者が産業廃棄物とならない一般廃棄物を排出する場合は、排出元の確認を厳重に行ったうえで、臨時排出依頼書により、受け入れを行う方法をとります。

2月中に提出

登録書	
・会社名	
・所在地、電話番号 (FAX、メールアドレス)	
・事業の内容	
・排出する一般廃棄物の種類	
排出予定表 (平成25年度前期分)	
・一般廃棄物の種類	
・量 (1カ月)	
・搬入回数 (1カ月)	
・搬入車両番号	



3月以降

登録済証(登録No.入り)の発行



4月以降

受付に登録済証を提示

(平成25年4月からは、登録済証が無いとごみの搬入ができません。)